

桂川町は \2 人の/ **結婚新生活**

を応援します！

最大 60 万円

または

最大 30 万円

を補助！

または、

最大 10 万円

を支給！

要件等については
裏面を確認ください



令和 7 年 4 月～

新婚新生活支援事業 および 結婚祝金支給制度

ご結婚おめでとうございます！

この度は、新生活のスタート地点として、桂川町をお選びいただき、誠にありがとうございます。

本町は、新婚世帯の方を対象に新しい生活を応援するため、

「桂川町結婚新生活支援事業」および「桂川町結婚祝い金支給事業」を実施しております。

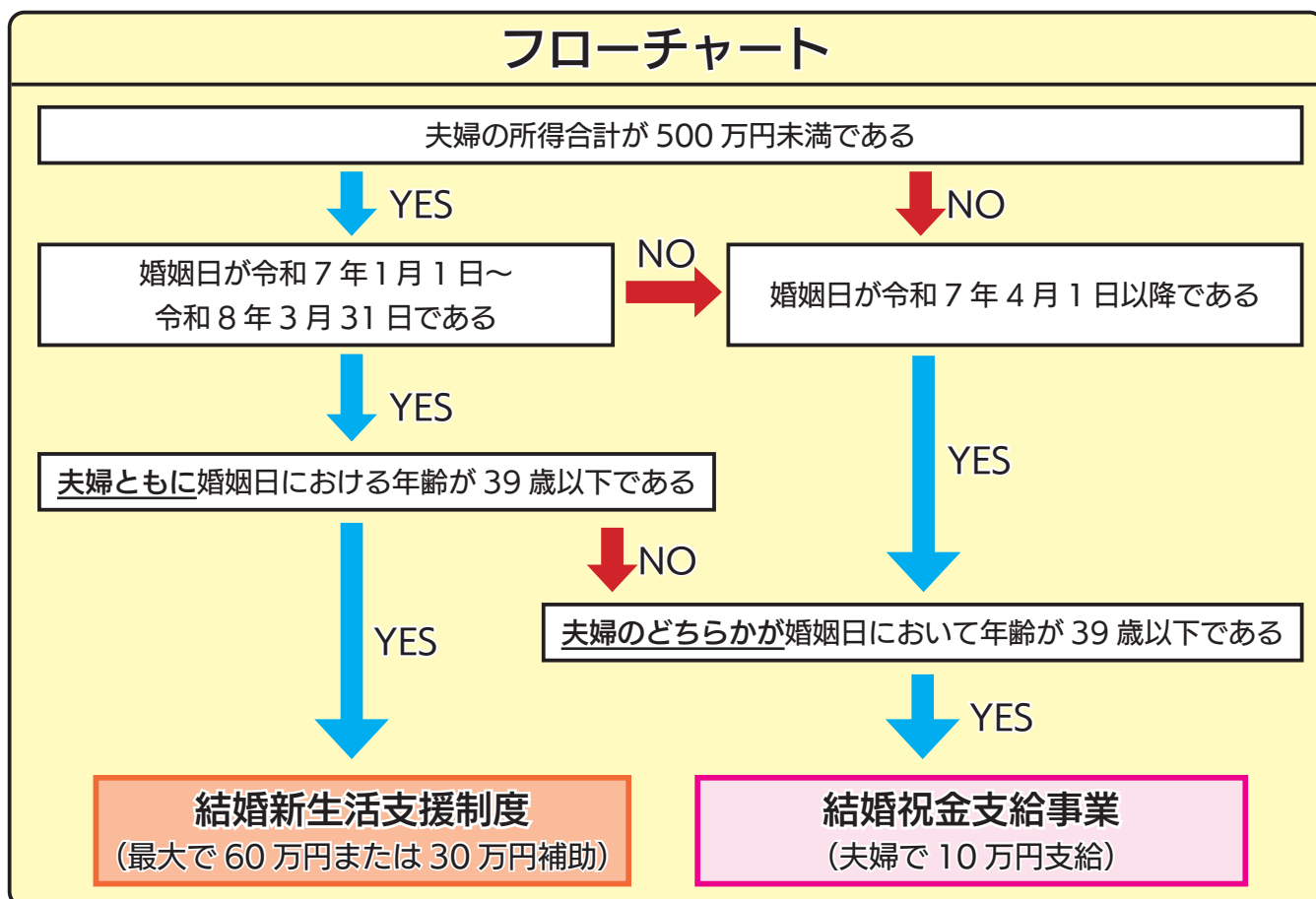
どちらかの支援事業を活用いただき、桂川町に住んでよかったと思っていただけるよう、「まちづくり」に取り組んでまいりますので、よろしくお願いします。

共通要件

- ☐ 夫婦がともに桂川町の住民基本台帳に登録され、現に居住している
- ☐ 2 年以上継続して居住する意思がある
- ☐ 町税等の滞納がない
- ☐ 暴力団員でない、または暴力団員と密接な関係を持つ者でない

※上記の共通要件を満たしている場合は、下図のフローチャートでご確認ください。

フローチャート



各制度の詳細については、下記までお問合せください。

桂川町役場 企画財政課 企画広報係 ☎ 0948-65-1085